

浅草寺病院だより

平成 31 年
【冬号】

平成 31 年 1 月 10 日発行
社会福祉法人浅草寺病院
東京都台東区浅草 2-30-17
☎ 03-3841-3330

理念

観音さまの大慈悲のみこころにそって、
思いやりの精神のもとにあたためた医療を提供します。



新年を迎えて

病院長 黒田 忠英

あけましておめでとうございます。2019 年は、新しい天皇陛下の即位があり、元号も平成から新元号へと変わります。

今年の干支は己亥(つちのとい)ですが、そのうちの十干(甲乙丙丁戊己庚辛壬癸)は植物の成長に例えられ、甲(きのえ)から己(つちのと)までは植物そのものの成長を、庚(かのえ)から癸(みずのと)までは花を咲かせ種を生み出す時期を意味します。これを人・社会に置き換えると、前者は自分自身の成長の時期に、後者は社会に貢献する時期にあたります。今年は自己成長に加え、社会や地域への貢献に邁進する一年にしたいと考えています。

浅草寺の本堂北西にある「影向(ようごう)堂」では、観音さまのご説法に協力して人々を救う仏様=影向衆を祀っています。堂内には生れ年(干支)ごとの守り本尊がおり、今年の干支・亥の守り本尊は阿弥陀如来です。当院も、慈悲の光で世界を照らし人々を救う阿弥陀如来のように、多くの方々に救いや安らぎをお届けできる存在でありたいと願っています。

さて、浅草・台東区には常日頃より多くの外国人観光客が訪れますが、2020 年のオリンピックに向けてさらなる増加が見込まれます。グローバル化が進む中、様々な患者様に安心して気持ちよくご利用いただけるように、そして、この街にお住まいの方々がこれからも快適に暮らせるように、確かな技術を持つ医療者の確保やホスピタリティの向上など、万全の体制を整えてまいりたいと思います。

当院としては、区内の各病院と連携しながら、診療所では困難な検査や入院の受け入れなどを通して、地域の病院としての使命を果たしてまいります。

2019 年が皆様にとって良い年となりますように、お祈り申し上げます。本年も、どうぞよろしく願いいたします。



近年、超音波加湿器、超音波歯ブラシ、超音波洗浄機など『超音波』を利用した日常生活品も普及しております。医療の現場でも比較的簡便で被爆や侵襲のない検査として循環器科、消化器科、産婦人科、泌尿器科、整形外科、救急医療の場など幅広い領域において超音波検査が行われています。今回は腹部の超音波検査について、対象となる部位や疾患を中心に超音波の長所、短所を混じえてお話ししたいと思います。

超音波は「人間には聞こえないくらいの高い音」と言われており、1秒間に振動する回数を表す周波数、ヘルツ(Hz)という単位で表現されます。例えば、1秒間に1000回振動する音は周波数1000Hzと表現されます。超音波検査で使用される周波数は200万Hzから2000万Hzと言われており、人間が聴くことの可能な周波数は20Hzから2万Hzと言われています。

超音波検査では超音波診断装置という機器を用います。検査用のゼリーを体の表面にぬり、プローベという扇型の探触子をあて超音波を送ります。そして臓器からはね返ってくる反射波(エコー)を装置が解析して臓器の状態などを画像化します。画像化された臓器の大きさ、形状、色合い(濃さ)、腫瘍の存在の有無などをリアルタイムに観察し評価します。

対象臓器ですが、超音波には短所として骨や空気が存在する部位には弱い(伝わりにくい)性質があるため、肝臓・胆のう・すい臓・脾臓といった空気の存在しない実質臓器が主な対象となります。しかし、最近では食道・胃・十二指腸・小腸・大腸といった空気の存在する管腔臓器においても腸管壁の状態などを観察し情報を得られることがあり検査が行われています。対象疾患ですが、肝炎・肝硬変・肝癌・肝血管腫・肝のう胞・脂肪肝、胆嚢ポリープ、胆嚢癌・胆石症、膵炎・膵臓癌・膵嚢胞、腎嚢胞・腎結石・腎癌などが主に挙げられます。管腔臓器においては、胃癌・胃潰瘍、腸閉塞・腸炎・虫垂炎などの所見をとらえることも可能ですが、超音波検査単独で確定診断に至ることは困難な場合も多いです。こうした場合は、臨床症状、血液検査、他の画像検査結果などをふまえて総合的に判断します。

以上、腹部の超音波検査についてお話ししましたが、この検査は被験者の体型や消化管ガスの影響などにより観察視野が狭くなることや、見えにくい死角の存在などの短所がありますが、被爆や侵襲がなく簡便に行える事で初期情報も得られやすく有用な検査法の一つと言えます。生活習慣病をかかえている方、お腹の調子が悪い方、病気のスクリーニングをされたい方などは是非、超音波検査を受けられてみてはいかがでしょうか。

診療情報管理士とは・・・

医療情報管理室

日常生活で聞き慣れない言葉ではないでしょうか？

今回は、診療情報管理士の業務内容をご紹介します。

診療情報管理士とは、名前の通り患者さまの診療記録(診療情報)を保管・管理を行う職業です。

患者さまが入院すると診療録(カルテ)が作成され、患者さまが退院された際に診療録の内容を確認し、保存・管理を行います。その後、診療記録に記載されたデータをコンピュータに入力していき、病名を分類する「コーディング」と呼ばれる作業を行います。これが、診療情報管理士の業務の中で最も専門性の高い業務と言えます。「コーディング」は、「ICD コーディング」とも言い、ICD は「国際疾病分類」と訳されます。この業務は「これは心臓の病気」「これは胃の病気」「これは眼の病気」といったようにバラバラの情報を一定のルールに従って分類していくことで病名が整理され、統計を作成したりデータを抽出したりする作業が容易になります。更に、入院された患者さまの診療録から様々なデータを抽出し、そこから得られた情報を元に疾病統計などを作成することが診療情報管理士の主な業務となります。

このように診療情報管理士の業務は患者さまの診療記録を管理することだけでなく、そこに含まれる貴重なデータを統計として活用することで、医療の質の改善に役立たせていくことにも繋がる大切な仕事です。

